

令和元年度答申第53号
令和元年12月12日

諮問番号 令和元年度諮問第57号（令和元年11月26日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働基準法104条の2第1項に基づく報告命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）104条の2第1項に基づく報告命令（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係法令の定め

- (1) 労基法104条1項は、事業場に、労基法又は労基法に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる旨規定する。
- (2) 労基法104条の2第1項は、行政官庁は、労基法を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる旨

規定する。

- (3) 労基法104条の2第1項における「厚生労働省令で定めるところ」として、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）58条は、行政官庁は、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずるときは、「報告をさせ、又は出頭を命ずる理由」及び「出頭を命ずる場合には、聴取しようとする事項」を通知するものとする旨規定する。
- (4) 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）14条1項及び3項は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を書面により示さなければならない旨規定するが、行手法3条1項柱書及び同項14号は、報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導については、第2章から第4章の2まで（5条から36条の3まで）の規定は、適用しない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) P（以下「申告者」という。）は、平成30年7月1日、審査請求人のB事務所に雇用され、同年9月2日、解雇された。

（審査請求書、解雇予告通知書）
- (2) 申告者は、平成30年9月11日、処分庁に対し、労基法104条1項に基づき、労基法に違反する事実として、同年8月1日の労働に対する賃金が所定賃金支払日である同年9月3日に支払われていない旨の申告を行った。

（弁明書）
- (3) 処分庁は、平成30年10月19日付けで、審査請求人に対し、「労働基準法第104条に基づき、貴法人B事務所に使用されていた申告者より平成30年8月1日の賃金の一部（午前8時から11時45分まで勤務した分）が支払われないとしてA労働基準監督署に申告があり、その事実確認等を行う必要があるため」との理由を付して本件処分を行った。

（労働基準法104条の2第1項に基づく通知書）
- (4) 審査請求人は、平成30年11月15日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）
- (5) 審査庁は、令和元年11月26日、当審査会に対し、本件審査請求には理

由がないことから棄却されるべきであるとして諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件処分に係る通知書には、命令の理由として「事実確認を行う必要があるため」と記載されているだけであって、いかなる事実と証拠に基づいて賃金の支払いを求めているのか明らかにされず、実質的な理由は全く示されていないため、行手法14条1項、労基法104条の2第1項及び労基則58条1号に違反する違法な処分である。
- (2) 申告者に平成30年8月1日分の賃金支払請求権は存在しないのだから、「この法律を施行するため必要がある」（労基法104条の2第1項）とはいえず、本件処分は違法又は不当な処分に該当し、公権力の濫用である。
- (3) 行手法3条1項14号の立法趣旨は証拠隠滅等の防止にあるとされているが、審査請求人は証拠隠滅ができるような事業環境にない。
- (4) 本件処分により提出を要求された資料は、本件事案の調査目的に必要な情報から大きく掛け離れている。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 本件処分は、行手法3条1項14号にいう「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」に当たると考えられるが、同項柱書の規定により、行手法14条は適用されない。
- 2 労基法104条の2第1項により使用者に必要な事項を報告させるときは、労基則58条1号に基づき、その理由を通知する必要があるが、本件処分に係る通知書には、申告者より賃金の一部不払があるとの申告があり、その事実確認等を行う必要がある旨が記載されている。
- 3 処分庁は労基法違反の有無を確認する等、労基法の施行のために必要があつて報告を求めたことが明らかであり、通知された理由の程度が不十分とは考えられない。
- 4 本件処分が行われた段階では、処分庁に資料の提出が行われていなかったことは明らかであり、処分庁としては、労基法の施行機関として、労基法違反の有無を確認する必要があつたのであるから、本件処分は違法又は不当なもので

はない。

- 5 その他審査請求人は種々主張しているが、本件処分の適法性の有無には関係はないと考えられる。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はないと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、審査請求人に使用されていた労働者であったとする者が、処分庁に対し、審査請求人が支払うべき賃金について不払がある旨申告したことから、処分庁において、賃金不払があるのかないのかを調査するため、労基法104条の2第1項に基づき、審査請求人に対して報告を求めたものであり、報告を求めた事項も賃金不払があるのかないのかを調査するのに必要な事項と認められるから、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史